

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【公表番号】特表2013-519577(P2013-519577A)

【公表日】平成25年5月30日(2013.5.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-027

【出願番号】特願2012-553149(P2012-553149)

【国際特許分類】

B 6 0 R 3/00 (2006.01)

【F I】

B 6 0 R 3/00

【手続補正書】

【提出日】平成26年2月14日(2014.2.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基部面と高所面との間のアクセスを提供するように構成されるアクセス装置であって、前記アクセス装置を前記高所面の略上面に固定するための装着部と、

第1のはしご部材であって、その第1の端部が、三角形の配列で離間する3つの枢動コネクタを有する回転可能な部材を備える駆動手段を介して前記装着部に対しても動作可能に取り付けられ、前記駆動手段は、

前記装着部に枢着される、前記コネクタのうちの第1のコネクタ、

前記第1のはしご部材に制御アームを介して枢着される、前記コネクタのうちの第2のコネクタ、および

前記装着部の先端部に伸長可能なアームを介して枢着される、前記コネクタのうちの第3のコネクタ、を含み、

前記伸長可能なアームが収縮または伸長可能であることによって、前記回転可能な部材が前記第1のコネクタを中心として回転し、その結果として、前記アクセス装置がアクセス位置と保管位置との間を移動する、第1のはしご部材と、

第2のはしご部材であって、その第1の端部が前記第1のはしご部材の第2の端部に対して関節点で枢着される第2のはしご部材と、

前記装着部と前記関節点との間に動作可能に接続され、前記駆動手段が前記第1のはしご部材を移動させるときに、前記第2のはしご部材の動作を案内する少なくとも1つのガイドアームと、を備え、

ユーザによって前記駆動手段が操作されることで、アクセス位置と保管位置との間において前記アクセス装置の操作が制御され、

前記アクセス位置において、前記第1のはしご部材および第2のはしご部材のそれぞれは略整列し、前記高所面から略外方かつ下方に伸長し、

前記保管位置において、前記第1のはしご部材および第2のはしご部材のそれぞれは前記装着部の略上面に略垂直に配置されるように格納される、アクセス装置。

【請求項2】

前記少なくとも1つのガイドアームに取り付けられた手すりをさらに含む、請求項1に記載のアクセス装置。

【請求項3】

前記駆動手段は、油圧、空気圧および電動シリンダのいずれかを含む、請求項1に記載のアクセス装置。

【請求項4】

前記アクセス装置は、鉱山車両、土工車両および鉄道車両を含む車両に取り付けられる、請求項1に記載のアクセス装置。

【請求項5】

前記アクセス位置において、前記はしご部材はそれぞれ、前記基部面に対して60°から75°の角度で配置される、請求項1に記載のアクセス装置。

【請求項6】

前記回転可能な部材は、三角形、3点星および円形のいずれかの形状である、請求項1に記載のアクセス装置。